

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ペー ジ		
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (地域福祉推進課)	21	○保安林の指定施業要件の変更の通知の公告 (山城広域振興局)	29
○京都府児童福祉施設措置費等徴収規則等 の一部を改正する規則 (障害者支援課)	26	○国土調査の成果の認証 (用地課)	30
		○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所)	〃
告 示		○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、南丹土木事務所)	〃
○救急病院である旨の告示 (医療課)	28		
○保安林の指定解除予定 (丹後広域振興局)	〃	教 育 委 員 会	
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	〃	○一般競争入札の実施	〃
○道路の供用開始 ( 〃 )	〃		
公 告		正 誤	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (中丹広域振興局)	〃	○令和6年12月17日付け京都府公報第572号中	34

## 規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則  
京都府児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第2号

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和41年京都府規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第62条第1項」を「(法第55条の8第3項及び第55条の10第2項において準用する場合を含む。)、第55条の8第1項及び第2項、第55条の9第2項、第55条の10第1項、第55条の11、第62条第1項」に、「第81条の3」を「第81条の4」に改める。

第7条の2第1項中「扶養義務履行照会書」を「扶養照会書」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第22条の見出しを「(進学・就職準備給付金決定調書等)」に改め、同条第1項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に改め、同条第2項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別記第36号様式中「扶養義務履行照会書」を「扶養照会書」に、「つきましては」を「あなたは、民法に定められた扶養義務者か、又は、そうなる可能性が高い方に当たることから」に、「できるか」を「できるかどうか」に改める。

別記第43号様式の注に次のように加える。

3 治療材料費請求明細書のうち取扱業者が記載する所要経費の金額は、店頭販売価格を記載してください。

別記第44号様式の(その1)中



第67号様式（第19条関係）

年 月 日

就労自立給付金申請書

広域振興局長 様

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

## 4 就労自立給付金振込先

金 融 機 関 名 \_\_\_\_\_銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 \_\_\_\_\_支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

店 名 

--	--	--

 店 (ゆうちょ銀行に限る。)

預 金 種 類  普通預金  当座預金 (該当する□にレ印を付けてください。)

口 座 番 号 

--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記載してください。)

(カ ナ)

口 座 名 義 人 \_\_\_\_\_

- 注 1 上記の支店名 (ゆうちょ銀行の場合は店名)、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳の写し等の書類を添付してください。
- 2 この給付金においては、公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合もこの申請書に記載してください。

別記第70号様式を次のように改める。  
第70号様式（第21条関係）

年 月 日

進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 申 請 書

広域振興局長 様

申請者 住所又は居所  
(進学する者又は就職する者) 氏名  
個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

進学・就職準備給付金の支給について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_

2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 進学・就職先（大学名、会社名等）  
名称 \_\_\_\_\_

4 進学・就職後の居住先（該当する□にレ印を付けてください。）  
 進学・就職前の住居と同じ。  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住(予定)地を記載してください。）  
居住（予定）地 \_\_\_\_\_

5 就職する場合の申請理由（該当する□にレ印を付けてください。）  
 安定した職業に就きおおむね6箇月以上生計を維持することができると見込まれるため  
 自営業でおおむね6箇月以上生計を維持することができると見込まれるため  
 少額雇用だが、世帯全体の収入ではおおむね6箇月以上生計を維持することができると見込まれるため

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ア 入学手続に着手していることを確認することができる次のいずれかの書類の写し
  - (ア) 入学金を納付したことを証明する書類
  - (イ) 入学金延納（入学金を進学後に納付することをいう。）を申請した書類
  - (ウ) 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等
- イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ウ その他支給決定に当たり必要な書類

(2) 就職の場合

- ア 就職する見込みであることを確認することができる次のいずれかの書類の写し
  - (ア) 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
  - (イ) 申請者が個人事業主として職業に就く場合は、当該個人事業の開業届出書の写し
  - (ウ) その他確実に就職先に就職することを証する書類
- イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
 （該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支店名 \_\_\_\_\_ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

店名 

--	--	--

 店（ゆうちょ銀行に限る。）

預金種類  普通預金  当座預金 （該当する□にレ印を付けてください。）

口座番号 

--	--	--	--	--	--

 （右に詰めて記載してください。）

（カナ）  
 口座名義人 \_\_\_\_\_

- 注 1 6の関係書類を申請時に準備することができない場合については、進学する学校の合格通知、貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 2 7に記載した支店名（ゆうちょ銀行の場合は、店名）、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳の写し等の書類を添付してください。
- 3 この給付金においては、公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合もこの申請書に記載してください。

別記第71号様式中「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に、「進学準備給付金決定伺」を「進学・就職準備給付金決定伺」に、「例文」を「別添案」に、「進学準備給付金決定欄」を「進学・就職準備給付金決定欄」に、「進学先」を「進学先又は就職先」に、「進学後」を「進学後又は就職後」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「場合、」を「場合の」に改める。

別記第72号様式中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金を、」を「進学・就職準備給付金について、」に、「進学準備給付金を支給する場合」を「進学・就職準備給付金を支給する場合にあつては」に、「の場合、」を「の場合にあつては、」に、「進学準備給付金は」を「進学・就職準備給付金は」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「、第62条第1項」を「（法第55条の8第3項及び第55条の10第2項において準用する場合を含む。）、第55条の8第1項及び第2項、第55条の9第2項、第55条の10第1項、第55条の11、第62条第1項」に改める部分（第55条の11に係る部分に限る。）及び「第81条の3」を「第81条の4」に改める部分に限る。）については、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の生活保護法施行細則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第3号

京都府児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則

（京都府児童福祉施設措置費等徴収規則の一部改正）  
 第1条 京都府児童福祉施設措置費等徴収規則（昭和38年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1の備考の7及び別表第2の備考の6中「及び第12項から第14項まで」を「、第12項、第14項及び第15項」に改める。  
 （京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）  
 第2条 京都府福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年京都府規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改め、同条第5号中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改める。  
 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正）  
 第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第47号）の一部を次のように改正する。  
 第45条中「同条」を「同条第2項及び第3項」に改める。  
 第56条の次に次の4条を加える。

(従業者の基準)

第56条の2 指定就労選択支援の事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）には、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上の就労選択支援員を置かなければならない。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第56条の3 第20条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「第84条第1項」とあるのは、「第162条の5において準用する条例第84条第1項」と読み替えるものとする。

(会議の実施方法)

第56条の4 条例第162条の7第3項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

(準用)

第56条の5 第5条の3から第6条まで、第17条（第2号を除く。）、第22条から第23条の2まで及び第46条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第162条の9において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第162条の9において準用する条例第41条の2」と、第6条中「第44条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する条例第44条第1項」と、第17条中「第78条第2項」とあるのは「第162条の9において準用する条例第78条第2項」と、同条第1号中「第56条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第68条」とあるのは「第162条の9において準用する条例第91条」と、同条第4号から第6号までの規定中「第79条」とあるのは「第162条の9」と、第22条中「第91条」とあるのは「第162条の9において準用する条例第91条」と、第23条中「第92条」とあるのは「第162条の9において準用する条例第92条」と、第23条の2中「第93条第2項」とあるのは「第162条の9において準用する条例第93条第2項」と、第46条中「第147条第3項」とあるのは「第162条の9において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第52号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の3条を加える。

(職員の基準)

第16条の2 就労選択支援事業所には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(会議の実施方法)

第16条の3 条例第61条の6第3項の規則で定める方法は、テレビ電話装置等を活用して行う方法とする。

(準用)

第16条の4 第3条（第1号を除く。）及び第6条の3から第9条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する条例第32条第2項」と、第6条の3中「第28条第3項」とあるのは「第61条の8において準用する条例第28条第3項」と、第6条の4中「第32条の2」とあるのは「第61条の8において準用する条例第32条の2」と、第7条中「第33条第1項」とあるのは「第61条の8において準用する条例第33条第1項」と、第8条中「第37条」とあるのは「第61条の8において準用する条例第37条」と、第10条の2中「第49条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する条例第49条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**告 示**

京都府告示第18号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
医療法人社団育生会京都久野病院	京都市東山区本町22丁目500	令 6.12.16	令 9.12.15
医療法人同仁会(社団)京都九条病院	〃 南区唐橋羅城門町10	〃	〃
医療法人財団医道会十条武田リハビリテーション病院	〃 〃 吉祥院八反田町32	〃	〃



京都府告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 解除予定保安林の所在場所  
与謝郡伊根町字日出小字小坪谷10038の8、10038の12、10039の1、10039の3
- 指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため



京都府告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年1月17日から令和7年1月31日まで縦覧に供する。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 173号
- 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
福知山市三和町台頭小字タカハシ690の2から	前	最小 48.9 <sup>m</sup> 最大 64.8	29.9 <sup>m</sup>
	後	最小 48.9 最大 66.1	

- 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年1月17日から令和7年1月31日まで縦覧に供する。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 173号
- 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市三和町台頭小字タカハシ690の2から 福知山市三和町台頭小字タカハシ690の2まで	令和7年1月17日

- 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意

見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表取締役 横山 英昭
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス福知山末広店  
福知山市末広町六丁目11ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年8月24日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,282平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
  - ア 駐車場の収容台数  
45台
  - イ 駐輪場の収容台数  
16台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
40.0平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
11.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

令和6年12月23日

## 3 縦覧場所

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

## 4 縦覧期間

令和7年1月17日から令和7年5月19日まで

## 5 意見書の提出先

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を宇治田原町役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 通知の相手方の登録簿記載の住所及び氏名

南魚沼郡湯沢町大字湯沢293番地

市村 貞男

南魚沼郡湯沢町大字湯沢293番地

市村 みち子

## 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
- (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和6年農林水産省告示第2168号による。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南山城村役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 通知の相手方の登録簿記載の住所及び氏名

茨木市沢良宣浜二丁目17番22号

伊藤 征二

敦賀市東洋町9番4号

稲村 成一

吹田市大字吉志部341番地の1

上野 敬二

八幡市八幡小松20番地の5 (2008)  
 笠瀬 良佳  
 相楽郡和東町大字原山小字西手3番地の3  
 堀 明郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
- (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和6年農林水産省告示第1964号による。



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 調査を行った者の名称  
宮津市
- (2) 調査を行った時期  
平成28年5月17日から令和3年12月10日まで
- (3) 成果の名称  
宮津市の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
宮津市字江尻、難波野、大垣及び中野の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年12月26日  
(国土交通省の承認年月日 令和6年12月20日)
- 2(1) 調査を行った者の名称  
宮津市
- (2) 調査を行った時期  
令和2年7月16日から令和4年4月8日まで
- (3) 成果の名称  
宮津市字由良の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
宮津市字由良の一部
- (5) 認証年月日  
令和6年12月27日  
(国土交通省の承認年月日 令和6年12月25日)



宇治市から宇治都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年1月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
長岡京市今里更ノ町10の一部、11の一部、12の2の一部、12の3の一部、市有地  
(関連区域)  
長岡京市今里更ノ町12の2の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
長岡京市今里北ノ町14  
株式会社ハウジングステーション
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
南丹市八木町八木野條15の2、16の3  
(関連区域)  
南丹市八木町八木野條15の3の一部、15の6の一部、16の4の一部、16の7、17の3の一部、17の7の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南丹市八木町八木大狩代72の1  
鶴山 昌仁

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年1月17日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量  
令和7年度英語指導助手民間派遣業務 一式
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間

<p>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>(4) 納入場所 仕様書のとおり</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館4階 京都府教育庁指導部高校教育課 電話番号(075)414-5849</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付</p> <p>ア 交付期間 令和7年1月17日(金)から令和7年2月6日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。</p> <p>イ 交付方法</p> <p>(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会ホームページ(<a href="https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html">https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html</a>)の入札情報からダウンロードすること。</p> <p>(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。</p> <p>3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。</p> <p>ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者</p> <p>ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者</p> <p>オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者</p>	<p>(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。</p> <p>5 資格審査の申請手続 入札に参加を希望する者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請書及び(2)のエに掲げる添付書類(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。</p> <p>なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 申請書等の交付場所等</p> <p>ア 交付場所 2の(1)に同じ。</p> <p>イ 交付期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>(2) 申請書等の提出場所等</p> <p>ア 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>イ 提出期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>(ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。</p> <p>(イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>エ 添付資料 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の一般競争入札参加資格認定名簿掲載事業者については、同名簿掲載通知の写しの提出をもって、(ア)から(オ)までに掲げる添付書類の提出に代えることができる。</p> <p>(ア) 法人にあっては登記事項証明書の写し、個人にあってはその者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法</p>
---	--

律第89号) 第17条第1項の審判を受けた被補助人) でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

※ (イ)及び(ウ)については、発行日から3箇月以内のものに限り、写しの提出も可とする。

(エ) 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書

(オ) 法人にあつては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書)、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(カ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

(キ) 取引使用印鑑届

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し

(ケ) 返信用封筒(第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、110円切手を貼付したもの)

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和7年度英語指導助手民間派遣業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者(6の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3又は4の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことがで

きると教育長が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年2月28日（金）午後1時30分

イ 場所  
〒604-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府庁第3号館4階相談室C

ウ 郵送による場合の入札書の提出先、受領期限等

(ア) 提出先  
2の(1)に同じ。

(イ) 受領期限  
令和7年2月27日（木）

(ウ) その他  
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法  
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札に立ち会う者  
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同額入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(5) 入札の無効又は失格  
次のいずれかに該当する者の入札は、無効又は失格とする。  
なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度の入札に参加することができない。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法  
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和7年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和7年4月1日付けで行うこととする。

13 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

14 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

16 契約書作成の要否  
要する。

17 入札の執行  
この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

18 その他

(1) 1から17までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

19 Summary

(1) The name and quantity of the service  
2025 (Reiwa Year 7) Private Assistant English Teacher Dispatching Service, a set of services

(2) Contract period  
From April 1, 2025 through March 31, 2026

(3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)  
Thursday, February 27th, 2025

(4) The date, and place for the opening of tender  
1:30 PM Friday, February 28th, 2025  
Soudansitu (Counseling room) C, Kyoto Prefectural Board of Education  
Kyoto Prefectural Government, Building No. 3 4F  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan

(5) For further information  
 High School Education Division, Department of  
 Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education  
 Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F  
 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-  
 dori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan  
 TEL (075) 414-5849

---

正 誤

---

令和6年12月17日付け京都府公報第572号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
924	右	上から20	代表取締役 直太郎 疋田	代表取締役 直太郎 疋田